

東証一斉連絡



2025年9月5日
株式会社東京証券取引所
上場部

監理銘柄（確認中）の指定について

下記のとおり、監理銘柄（確認中）に指定することにしましたので、お知らせします。

記

- | | |
|--------------------------|--|
| 1. 銘 柄 | NEXT FUNDS S&P 500スコアリング&スクリーニング指
数連動型上場投信 受益証券
(コード：2635、商品区分：ETF) |
| 2. 監理銘柄
(確認中)
指定期間 | 2025年9月5日（金）から当取引所が上場廃止基準に該当するかど
うかを認定した日まで |
| 理 由
(関連条項) | 投資信託契約の期間の定めが設けられる場合に該当することとなる投
資信託約款の変更に関する決定を行ったときに該当するため
(有価証券上場規程施行規則第1115条第1項第2号) |
| 3. 理由の詳細 | <p>上記「1. 銘柄」に掲げる受益証券（以下「同ETF」という。）に係
る管理会社は、本日、同ETFについて、本日時点の受益権の口数が5
0万口を下回り、投資信託約款に定める解約事由に該当する可能性が生
じた旨を発表しました。</p> <p>あわせて、同ETFに係る管理会社は、本日から2025年10月6
日までの20営業日連続して受益権の口数が50万口を下回り、投資信
託約款に定める解約事由に該当することとなる場合に、投資信託契約の
終了日を2025年11月10日とする投資信託約款の変更を行う方
針であることを決定した旨についても発表しています。</p> <p>上記の決定にしたがって、投資信託約款の変更が行われた場合、同ET
Fは2025年11月7日に上場廃止となるため、当取引所は、同ET
Fについて上場廃止となるおそれがあると認め、監理銘柄（確認中）
に指定するものとします。</p> <p>なお、同ETFに係る管理会社は、2025年10月6日までに同ET
Fの受益権の口数が50万口以上となった場合は投資信託契約の終了
及び投資信託契約の終了にかかる約款変更を行わないものとしているた
め、今後、同ETFがこれに該当した旨の発表があった場合には、監理
銘柄（確認中）の指定を解除するものとします。</p> |

以上

株式会社 東京証券取引所